

損害保険研究 第82巻 第1号 (2020年5月) 抜刷

<寄稿>

再保険契約のグローバルな準則

— 再保険契約原則 (PRICL) の策定について —

中 出 哲・小 塚 荘一郎

<寄稿>

再保険契約のグローバルな準則

— 再保険契約原則 (PRICL) の策定について —

中 出 哲
小 塚 莊一郎

目 次

- I 本稿の目的
- II PRICL 策定の経緯と現状
- III PRICL の目的
- IV PRICL Ver.1.0 の内容
- V 日本の再保険取引への教訓

I 本稿の目的

再保険契約は、言うまでもなく、保険者が引き受けた保険リスクをカバーするための保険契約である。保険業の中でも特殊な分野であるから、出再や受再の実務に直接関与した経験は、実務家の間でも、多くないかもしれない。まして、「再保険契約法」など意識したことがなかったとしても不思議ではないし、ロンドン市場の実務慣行以外に再保険の契約を規律するルールが存在するのかという疑問を抱く向きもあろう。

ところが、再保険の契約面を規律する法（保険業法ではなく保険契約法）に関して、現在、国際的なルールを形成する活動が進められている。それは、「再保険契約原則」(Principles of Reinsurance Contract Law:

PRICL)と呼ばれるプロジェクトである¹⁾。ひとたび災害やテロなどの巨大リスクが発生すると、元受保険者と再保険者との間で、再保険金の支払をめぐる紛争が発生する場合があります。実際にも、東日本大震災の際に発生した損害をめぐる紛争が、日本でも元受保険者と再保険者の間で訴訟が発生している²⁾。PRICLは、そうした場合に適用される再保険契約法に関する最新の国際プロジェクトであり、市場で最大手事業者の一角をなすスイス再保険(Swiss Re)は、早くも、数年のうちにPRICLを取り入れて自社の契約文書を改訂する意向を表明した³⁾。本稿では、PRICLの目的や内容、プロジェクトの背景などについて紹介し、広く保険関係者の注意を喚起したい。

以下では、まず、PRICLの作成が行われるに至った経緯と現状を説明し(Ⅱ)、次いで、その目的や趣旨について検討する(Ⅲ)。その上で、現在までに公表されているPRICLの内容を概観するとともに簡単な説明を加え(Ⅳ)、とくに日本の保険実務にとってPRICLが持つ意味について考えてみる(Ⅴ)。

Ⅱ PRICL策定の経緯と現状

PRICLは、主要国の保険法研究者が、世界の有力な保険会社・再保険

- 1) PRICLについての文献として、Helmut Heiss, 'From Contract Certainty to Legal Certainty for Reinsurance Transactions: The Principles of Reinsurance Contract Law (PRICL)', 64 *Scandinavian Studies of Law* (2018) 91; Kevin Bork and Manfred Wandt, 'Der modern Guidon de la Mer: die Principles of Reinsurance Contract Law (PRICL)', 70 (18) *Versicherungsrecht* (2019) 1113 (その英語版として、Kevin Bork and Manfred Wandt, 'The modern Guidon de la Mer: the Principles of Reinsurance Contract Law (PRICL)', 70 (23) *Versicherungsrecht* (2019) 1468。以下では、ドイツ語版を引用する)がある。
- 2) 東京地判平成31.1.25 D1-Law.com判例体系所収(判例ID:28271983)。
- 3) Ralph Fearnhead, 'PRICL - can international reinsurance disputes be minimised by rewriting reinsurance law on a global scale?' *Lexis PSL Insurance & Reinsurance* (2019), available at < <https://www.mishcon.com/news/pricl-and-the-re-write-of-reinsurance-law> >.

会社の実務家から助言を受けながらルールを作成していくという民間のプロジェクトである。中心となる「原則起草グループ」は、欧州を中心に、米国、日本、アジア、アフリカ、南米からの合計19名の保険法研究者から構成されており⁴⁾、現在、チューリッヒ大学とフランクフルト大学が共同で事務局を務めている⁵⁾。起草グループのほかに、15社・団体からなる再保険者のアドバイザー・グループと6社をメンバーとする元受保険者のアドバイザー・グループが置かれ、さらに、14名の著名な保険法研究者がコレスポンデントとして名を連ねる⁶⁾。PRICLプロジェクトは、2015年に、スイス、ドイツ、オーストリア3か国の学術振興財団から研究助成を受けて活動を開始し⁷⁾、2019年に、第1期の成果として『再保険契約原則(PRICL)2019』(通称『PRICL Ver. 1.0』)を公表した⁸⁾。2019年からは、スイスとドイツの同じ財団から助成が継続され、活動は第2期に

- 4) メンバーの一覧は、PRICLプロジェクトのウェブサイト<<https://www.ius.uzh.ch/de/research/projects/pricl/whoweare.html>>を参照。日本からは、本稿の共著者のうち小塚がメンバーとなっている。
- 5) フランクフルト大学のJens Gal教授とチューリッヒ大学のLeander Loacker教授が、共同事務局長として指名されているが、プロジェクトの実質的なリーダーは、両大学のシニアな教授であるHelmut Heiss教授(チューリッヒ大学)とManfred Wandt教授(フランクフルト大学)である。
- 6) これらのアドバイザー・グループのメンバーやコレスポンデントについても、PRICLプロジェクトのウェブサイト〔注4〕を参照。両アドバイザー・グループに、日本の保険会社・再保険会社は含まれていないが、コレスポンデントとして、本稿の共著者のうち中出と、後藤元教授(東京大学)が参加している。
- 7) それぞれの正式名称は、スイス国家科学振興財団(Schweizerischer Nationalfonds zur Förderung der wissenschaftlichen Forschung)、ドイツ研究財団(Deutsche Forschungsgemeinschaft)、オーストリア科学振興財団(Österreichischer Fonds zur Förderung der wissenschaftlichen Forschung)である。
- 8) 編者は、プロジェクトの実質的なリーダー(註5参照)のHeiss教授、Wandt教授と、ウィーン大学のMartin Schauer教授の3名となっている。原則の全文は、PRICLプロジェクトのウェブサイト<<https://www.ius.uzh.ch/de/research/projects/pricl/>>からダウンロードできる。

入っている。

『PRICL Ver. 1.0』は、再保険取引において特に問題となる四つの主要論点を取り上げ、契約ルールを提示している。それらは、「取引当事者（受再保険者と出再保険者）の義務」、「義務違反に対する救済（remedies）」、「損害の配分（loss allocation）」、および「損害の合算（loss aggregation）」である。これに再保険契約法の「通則」を加えた5章が『PRICL Ver. 1.0』の本文であり、さらに、プロジェクトの背景等を記載した「序文」と、契約条項の実例、ロンドン市場グループ（LMG）が公表している「契約明確性のための実務規範⁹⁾」などを収録した資料が加えられ、全体で200ページを超える文書となった。言語は、現在のところ、英文のみで書かれている。

PRICLは、政府代表がまったく関与しない民間のプロジェクトなので、『PRICL Ver. 1.0』が公表されても、法律や条約として適用されるわけではない。それは、いわゆる非国家法（ソフトロー）である¹⁰⁾。日本の一般的な見解は、裁判所に訴訟が提起されると、非国家法が準拠法となる余地はないと解している¹¹⁾。しかし、仲裁手続では、非国家法も準拠法として選択できるので（仲裁法36条1項参照¹²⁾）、申立人と被申立人が合意すれば、PRICLを準拠法として仲裁判断を求めることができる。そうではない場合にも、再保険取引に際して、「この契約はPRICLに依拠する」という合

9) *Contract Certainty Code of Practice: Principles & Guidance* (Sept 2018).

10) 非国家法については、西谷祐子「法統一の展開と非国家法の意義（1）（2・完）」民商法雑誌153巻5号652頁（2017）、153巻6号101頁（2018）参照。

11) 櫻田嘉章＝道垣内正人編集代表「注釈国際私法 第1巻」189頁〔中西康〕〔有斐閣、2011〕。これに対する批判的検討として、中野俊一郎「国際訴訟・国際仲裁と非国家法の適用」山本顯治編『紛争と対話』200頁〔法律文化社、2007〕。

12) 仲裁法36条1項が「国の法令」と区別して「準拠すべき法」と規定していることは、非国家法を含む意味である（近藤昌昭ほか『仲裁法コンメンタール』199頁〔商事法務、2003〕、小島武司＝猪股孝史『仲裁法』395頁〔日本評論社、2014〕）。

意をすれば、PRICLのルールを契約内容として取り込んだことになるであろう（実質法的指定としての利用）。そうした利用を可能にするために、PRICLのルールは、条文形式で書かれている。そして、各条文には、「注釈」（Comments）が付され、その中に、具体的な適用の仕方を明らかにするための「設例」（Illustrations）や、各国の判例（英国と米国の判例がほとんどを占める）、文献の引用がある。

PRICLプロジェクトの第二期では、『PRICL Ver. 1.0』では取り上げられなかった再保険取引に固有の論点と考えられる問題について、同様のルールを作成する計画である。具体的な論点として、「元受保険契約と再保険契約の担保範囲の同一推定（back-to-back cover）」、「再保険者の限度額超過責任（excess of policy limits liability）および契約外責任（extra-contractual obligations）」、「再保険契約期間」および「時効」が取り上げられることとなり、2022年の完成を目指して、すでに作業が開始されている。

III PRICLの目的

1 再保険契約ルールの明確化

PRICLの目的は、国際的な再保険取引に関して、明確で統一的な契約ルールを確立することである。裏を返せば、再保険契約のルールは、不明確かつ不統一な現状にある。その理由は複合的である。第一に、再保険取引の大きな市場である英国と米国は判例法の国であるが、判例は、紛争が顕在化した場合にしか形成されない。ところが、再保険取引の紛争は、商事仲裁に付託されるものも多く、公判判例は限られている。第二に、再保険契約に固有の成文法典を持つ国は、主要国には見当たらない。再保険契約に対しては保険法の適用が排除されている国も少なくない¹³⁾。そして、第三に、再保険取引では、少なくとも従来は、契約条件を詰めないまま取引が実行される場合がまま見受けられたという事情もあって、再保険市場

13) ドイツ保険契約法（VVG）209条、フランス保険法典L.111-1。

の実務慣行と称するものも、十分に明確であったかは疑わしい¹⁴⁾。

このような状態は、再保険取引の当事者にとって、望ましいものではないと考えられる。再保険者は、多くの国から保険リスクの出再を受けるので、たとえ同一の契約書式を利用していても、元受保険者の所在地法が準拠法であると（昨今のように需給が緩んだ市場では、決して珍しくない）、取引ごとに異なる解釈が取られるリスクに直面する。他方で、出再した元受保険者から見ると、再保険はリスク管理の手法であるから、その契約に関して法的な不明確性が大きいとすれば、リスク管理が適切に行われているのかという監督法上の問題すら提起されかねない¹⁵⁾。

実務界も、再保険契約法的不明確さをリスクとして認識するようになってきている。再保険取引は「細部は気にせずまず取引」(Deal now, details later) などと言われ、紛争になっても、業界内の長期的な関係を重視して円満な解決が志向されてきた¹⁶⁾。その結果、契約書は取引成立後に作られるなどという事態も現実に起こっていたが¹⁷⁾、そうした慣行は、すでに過去のものである。ロンドン市場では、市場改革グループが立ち上げられ、「市場改革書式」が創られ¹⁸⁾、さらに前述の「契約明確性のための実務規範」も策定された。ニューヨークやシンガポールでも同様の動きがみられるという¹⁹⁾。PRICLのプロジェクトは、こうした実務の動向にも沿った活動であり、また、実務界で作成されたモデル契約の解釈指針ともなるという意味で、それと併存するものであるともいえる。

他方で、各国の法令や判例が不明確ないし不存在であるという実態は、

14) Heiss (fn 1), 92-93, 97-99; Bork and Wandt (fn 1), 1114.

15) Heiss (fn 1), 99; Bork and Wandt (fn 1), 1115.

16) Kyriaki Noussia, *Reinsurance Arbitrations* (Springer 2013) 14.

17) *SR Int'l Bus. Ins. Co. v. World Trade Ctr. Props. LLC*, 222 F. Supp. 2d 385 (S.D.N.Y. 2002).

18) See *Market Reform Contract (Open Market) Implementation Guide* (Version 1.9, September 2018).

19) Heiss (fn 1), 94-95.

PRICLの作業自体にも困難をもたらした。PRICLのメンバーのうち欧州各国の出身者は、1999年から2014年まで、『ヨーロッパ保険契約法原則』(Principles of European Insurance Contract Law: PEICL)の策定を行ってきたが²⁰⁾、そのときは、欧州各国の保険法と保険判例を持ち寄り、それらの根底にある考え方を比較した上で、より合理性のあるルールを採用するという比較法的な手法がもっぱら用いられた。しかし、PRICLでは、再保険契約に関して、そもそも比較するほどに法令や判例が存在していないため、この方法は通用しなかった²¹⁾。だからといって、研究者の空理空論にもとづいたルールを作ってみても、なんら意味はない。そこで、英米の判例やロンドン市場の新しい契約書式、さらには文献を参照しつつ、従来の実務慣行を見出した上で、その背後にある考え方や利害関係を批判的に検討するという手法によって、検討が進められていった²²⁾。

2 一般契約法理としての『ユニドロワ国際商事契約原則』

再保険契約も、商事契約の一類型として、契約法の一般原則を前提とする。申込みと承諾による契約の成立や同時履行の抗弁権など、再保険契約に規定したり、再保険契約法としてのPRICLのルールにおいて規律することが、実際的ではない事項は多い。そうした論点については、通常であれば、民法や商行為法などによって補充されるのであるが、PRICLは、どこの国の法令からも独立した非国家法であるから、そのような対応も考えられない。そこで、PRICLが規律していない事項については、商事契約の原則に関して同じような非国家法(ソフトロー)として作られた『ユニドロワ国際商事契約原則』によることとした(PRICL 1.1.2条)。ただし、正確に言うと、『ユニドロワ国際商事契約原則』の参照はPRICLが対

20) PEICLについては、小塚荘一郎「ヨーロッパ保険契約法原則(PEICL)の公表と日本にとっての意味」損害保険研究72巻3号1頁[2010]参照。

21) Bork and Wandt (fn 1), 1115.

22) Bork and Wandt (fn 1), 1115.

象としない事項（これをPRICLでは「外在的欠缺」(external gap)と呼ぶ）についてのみなされるのであり、PRICLが対象としている事項に属するが、直接的なルールが提示されていない論点（「内在的欠缺」(internal gap)）は、可能な限り、PRICLの基礎にある一般原則によって解決される（PRICL 1.1.6条（2）項）²³⁾。

『ユニドロワ国際商事契約原則』とは、各国の契約法の根底に共通する原則を取り出し、言語化した文書であり、その策定は、私法の統一を目的とする国際機関（政府間機関）であるユニドロワ（私法統一国際協会）によって推進されてきた²⁴⁾。日本では、大学対抗交渉コンペティションで準拠規範として用いられていることから、学生時代にその内容に触れる者も少なくない²⁵⁾。契約法の世界的な基盤を提示する文書として、学界からの評価は高く、また、1990年代以降に市場経済へと転換した体制移行国等が民法典を編纂する際には、しばしば立法のモデルとして参照されているが、準拠法として選択されたり、実質法上の参照により契約内容とし

23) この表現は、ユニドロワ国際商事契約原則1.6条（2）項をなぞっている。なお、国連国際物品売買条約7条2項参照。

24) UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts 2016 (Unidroit, 2016)。その邦訳として、私法統一国際協会（内田貴ほか訳）『ユニドロワ国際商事契約原則2016』〔商事法務, 2020〕。その意義については、森下哲朗「UNIDROIT国際商事契約原則の現状と意義」上智大学法学会編『上智大学法学部創設五十周年記念・変容する社会の法と理論』〔2008〕151頁参照。ユニドロワは、1926年に、当時の国際連盟の付属機関として設立されたが、現在では、独立の国際機関（政府間組織）となっている。日本を含む世界63か国が加盟しており、2020年現在、理事会構成員として、日本から神田秀樹教授（学習院大学）が選出されている。ユニドロワについては、曾野裕夫＝高杉直「ハーグ国際私法会議、UNIDROIT、UNCITRAL」曾野裕夫ほか『別冊NBL144号・私法統一の現状と課題』〔商事法務, 2013〕47頁参照。

25) 野村美明「大学対抗交渉コンペティションと法教育」法の支配146号39頁〔2007〕、森下哲朗「教育の場としての交渉コンペティション」法社会学75号（法の教育）〔2011〕71頁参照。

て取り込まれたりする事例は、あまり多くないと言われる²⁶⁾。その意味で、PRICLが実際に再保険取引の中で用いられていくことになれば、『ユニドロワ国際商事契約原則』にとっても、具体的な契約類型に関するルールとの併用によって現実に利用される実績となる可能性がある²⁷⁾。

ところで、PRICLと『ユニドロワ国際商事契約原則』は、内容的に補完しあう関係にあるだけでなく、法学研究者が実務家の意見を聴きつつルールを提示するという手法においても共通している。これは、「法律」を立法機関（国会）が制定するルールととらえる一般的な（法実証主義的な）理解からは、違和感がありえるかもしれない。判例や実務文献を参照するといっても、最終的な条文ルールの内容はどのようにして決定するのかという疑問もあろう。実際にも、PRICLのプロジェクトが開始された当初は、英国の実務家を中心に、判例と実務慣行の積み重ねで作られてきた再保険取引のルールに対して、このような学究的な活動を行っても何の意味もないとか、『ユニドロワ国際商事契約原則』など実務家は誰も知らず、読んだこともないので、それを参照することはナンセンスであるといった批判も提起された。

しかし、PRICLや『ユニドロワ国際商事契約原則』と同様の手法および体裁を持つ法文書は、2003年に完成を見た『ヨーロッパ契約法原則』に端を発し²⁸⁾、最近では、ハーグ国際私法会議でも『国際商事契約の準拠

26) Stefan Vogenauer (ed), *Commentary on the UNIDROIT Principles of Commercial Contracts (PICC)* (2nd edn, Oxford University Press 2015), 48-77 (by Ralph Michaels).

27) Heiss (fn 1), 104.

28) オーレ・ランドロー＝ヒュー・ビール編（潮見佳男ほか監訳）『ヨーロッパ契約法原則Ⅰ・Ⅱ』〔法律文化社, 2006〕、オーレ・ランドロー＝エリック・クライフ＝アンドレ・ブリュム＝ラインハルト・ツインマーマン編（潮見佳男ほか監訳）『ヨーロッパ契約法原則Ⅲ』〔法律文化社, 2008〕。これらの意義については、川角由和＝中田邦博＝潮見佳男＝松岡久和編『ヨーロッパ司法の展開と課題』〔日本評論社, 2008〕などを参照。

法選択に関するハーグ原則』が2015年に採択されるなど²⁹⁾、事例が増えつつある。そもそも、私法（民事法、商事法）の分野では、専門家集団としての法律家が、政治的な意思決定ではなく専門知識にもとづいて、ルールを形成、発展させることが、むしろ歴史的には主流であった。西洋法の基礎となった『ローマ法大全』などは、まさにそのようにして作られたものである。コモンロー（英米法系）の国では、事例に応じた判例の蓄積から法が形成され、それを条文化することはないというのも誤解であり、米国で各州の判例を整理し、明確化した『リステイメント』は『ヨーロッパ契約法原則』やPRICLのモデルとなった「判例法の条文化」であるし、大英帝国統治下のインドで契約法が法典化されたという事例（Indian Contract Act 1872）もある³⁰⁾。PRICLや『ユニドロワ国際商事契約原則』が採用する「条文規定-注釈-設例」という体裁は、いったん形成された法規範を条文として掲げた上で、それに注釈を付して敷衍し、さまざまな事例に適用可能な規範として肉付けしていくという法律家に特有の作業を反映するものである。そうであればこそ、ローマ法を継受した中世ヨーロッパの法律学から、米国の『リステイメント』、現代のドイツや日本で数多く発行されている注釈書（コンメンタール）に至るまで、法律学の分野では、この体裁をとる資料が数多く生み出されてきた³¹⁾。その意味で、PRICLは、再保険契約法を商事法の一分野としてみるならば、むしろ王道ともいべき活動であるといえることができる。

29) これについては、西谷祐子「国際商事契約の準拠法選択に関するハーグ原則」NBL 1072号23頁（2016）。

30) 廣瀬久和『『これまで』と『ここから』』河上正二＝大澤彩編『人間の尊厳と法の役割』661頁、671頁以下（信山社、2018）参照。なお、英国の1906年海上保険法は、それまでの判例を法典としてまとめたものであるが、そのもととなる判例に加えて、1906年法自体も成文法として法源となる。

31) これらの点については、Nils Jansen, *The Making of Legal Authority* (Oxford University Press, 2010). 同書の書評として、小塚莊一郎「書評」ソフトラ研究17号81頁（2011）。

IV PRICL Ver. 1.0 の内容

1. 全体の構成

PRICL 2019 Ver.1.0（以下、PRICL）では、条文とその注釈、設例を示す前に、序文として、PRICLのプロジェクトグループ、協力団体のユニドロワ、プロジェクトの目的（再保険市場に対して再保険契約法に関する統一的規則を提供すること）、拘束力のないソフトローとしての規律、PRICLの構造、一般契約法の統一規則にあたる『ユニドロワ国際商事契約原則』、将来の作業について、それぞれ簡単に説明している。それらの主要な内容は、すでに解説しているため、ここでは再度説明しない。それに続く規則の部分では、第1章 総則、第2章 受再保険者と出再保険者の義務、第3章 救済、第4章 損害の配分、第5章 損害の合算となっている。この構成は、保険契約の締結から終了の経過に沿って規律を示すわが国の保険法やPEICLと大きく異なるもので、最初に、PRICLの適用に関する総則を示したうえで、契約当事者の義務を網羅的に示し、続いて違反の場合の救済を示している。その後、再保険契約に特徴的な事項として、損害の配分と損害の合算について規律をそれぞれ示す方式をとっている。こうした条文の体系は、プロジェクトの進行に関係しており、第2期において他の条項が完成した時点で、全体の体系を再度見直すことになっている。

2 原則の内容（条文と解説）

以下に、PRICLで示されている原則（ブラックレター・ルール）を示して、その注釈と設例をもとに簡単な解説を加える。枠内には、原則の表題と本文の翻訳を掲げた。それ以外の部分は、本稿の執筆者が、内容の全体像が分かるように重要と考えられる主要な点のみを抽出して解説したものである。具体的な内容は、原文にあたって確認いただきたい。

第1章 総則

第1節 PRICLの適用

第1.1.1条(実体的適用範囲)

PRICLは、契約がPRICLに準拠することを当事者が合意した場合に、再保険契約に適用する。

総則の第1節は、PRICLの適用関係である。

これは、Opt-in方式と呼ばれるものである。PRICLの対象は再保険契約であり³²⁾、再保険契約の定義は、第1.2.1条に示されている。PRICLは、契約当事者が契約に関する規律として選択するソフトローにあたり、国の法律ではない。PRICLの選択方式は、国際私法のルール(国際的契約の場合)と共に再保険契約に関する監督法のもとで、(i)国内法に代替するものとしての選択方式³³⁾と(ii)契約条件として選択する方式がありえる³⁴⁾。契約における選択は、明示方式もあれば、黙示される場合もありえる。

第1.1.2条(外在的欠缺)

PRICLにおいて解決されていない事項は、「ユニドロワ国際商事契約原則2016」(「PICC」)による。

PRICLの領域外の事項(例:代理に関する法的問題など)は、『ユニドロワ国際商事契約原則』(以下、PICCという)によることを規定する。PICCをPRICLの基礎にすることによって、PRICLを補完し、法的安定性を高めている。PRICLの注釈では、各条とPICCの関係する規律との異同についても詳しく説明しているが、本稿では、両者の異同についての

32) ここにいう再保険契約は、国際的な再保険である必要はなく、PRICLを国内の契約において利用することも可能である。

33) 再保険では、紛争を仲裁によることを合意する 경우가多く、その場合に、PRICLを準拠法として選択することが考えられる。仲裁は、実務的専門的判断が得られやすい点と事実関係の守秘性からメリットがある。

34) PRICLでは、それぞれの場合の法的位置づけの解説に加え、その場合の具体的契約文言も示している(同条の注釈C18)。

詳細は省略している。

PRICLの領域内の事項で、PRICLに定められていない事項については、PRICL第1.1.6(2)条に従って解釈する。PICCでも定められていない事項は、契約で合意されている準拠法など、国際私法に照らして適用される法による。

第1.1.3条(PRICLの排除又は変更)

当事者は、PRICLのいかなる規定も、その適用を排除し、若しくは制限し、又はその効力を変更することができる。

PRICLは、当事者の選択によって適用されるが、当事者は、PRICLの全体を選択せずに、部分的に選択したり、変更して利用することも可能である。ただし、PRICLには最高信義の遵守といった強行性がある原則が含まれており、それは遵守されなければならない。その点での契約自由の制限は存在する。排除や変更は、契約における明示のほか、黙示される場合がある。

第1.1.4条(慣習及び慣行)

- (1) 当事者は、合意した慣習及び当事者間で確立した慣行に拘束される。
- (2) 契約条項を解釈するときは、再保険契約の当事者に通常知られ、かつ、遵守されている取引上の慣習を考慮する。

本条は、慣習と慣行の扱いに関する規則である。本条の注釈と設例では、慣習や慣行が確立しているといえるかどうかは、問題となる事項についての事実に基づくものとして、例えば、当事者間で過去1回行った行為で「確立している」とはいえないとされている。

第1.1.5条(絶対的強行規定)

PRICLの適用は、国内法、国際法又は超国家法のいずれであるかを問わず、絶対的強行規定が適用されるときに、その適用を制限しない。

再保険契約に関して、国内法において強行規定を設けている国は少ないが、監督法規制によって、再保険契約の規制が強行的に求められる場合がある。しかし、監督法の規制は、契約の規律に関するものは少なく、その点では、PRICLが扱わない領域の問題となる。いずれにせよ、PRICLは、強行法の適用を優先とするものである。

第 1.1.6 条（解釈及び内在的欠缺）

(1) PRICL の解釈に当たっては、その国際的な性質並びに再保険分野における信義の遵守及び PRICL の適用における統一を促進させる必要性を含むその目的を考慮する。

この条項は、PRICL の解釈における基礎的な考え方を示すもので、PICC をベースとして更に再保険原則としての重要な考え方を加えたものである。特に、PRICL は、国際的性格を有し、信義・公正な取引を進め、PRICL の解釈における統一性を促進するという目的があり、そのような目的に立って解釈を行う必要性を条文においても示している。ここでの対象は、PRICL の解釈についてであり、当事者が合意する再保険契約の条項自体についての方向性について言及するものではない。

(2) PRICL の適用範囲に入るにもかかわらず、PRICL において明示的に解決されていない事項については、可能な限り PRICL の基礎を成す原則に従って解決する。

第 1.1.2 条では、PRICL の適用外の事項の扱いを示しているが、ここでは、PRICL の適用範囲（領域内）に入っている事項を対象として、PRICL の基本原則に基づいて解釈することを示したものである。

第 2 節 定義

第 1.2.1 条（再保険契約）

(1) 「再保険契約」とは、当事者の一方である受再保険者が、保険料を対価として、相手方である出再保険者に対して、保険又は再保険の保険金請求を受ける危険に対するてん補を約束する契約をいう。

(2) 別段の規定がある場合を除くほか、PRICL における「契約」とは、再保険契約をいう。

第 2 節では、再保険契約についてのみ定義規定が設けられている。今後、第 2 期のプロジェクトにおいて他の用語についても必要となれば、定義を増やすことになる。

PRICL における定義は、再保険契約とは何かについて学術上の定義を示すことを意図するものではなく、PRICL の適用対象を示すためのものである³⁵⁾。この定義は、個別の任意再保険契約のみならず、再保険特約も対象とする。また、民営の保険のみに対象を限定するものでもない。一方、各種の代替的危険移転 (Alternative Risk Transfer) の契約を対象とはしていない。また、再保険プールのための契約も対象外である。

PRICL の条文では、都度、再保険契約という表記を利用することを省いており、「契約」とは、原則として、再保険契約をいう。

第 2 章 受再保険者及び出再保険者の義務

第 1 節 一般的義務

第 2.1.1 条（義務一般）

契約に向けた交渉、契約の成立、契約の運用、契約の終了、又は契約の解除を通じて、当事者は、相互にこの章に定める義務を負う。

35) EU ディレクティブには、「再保険」の定義規定があるが (Directive 2009/138/EC (Solvency II) 第 13 条 7 項)、その定義は、監督法の観点に基づくもので、PRICL の趣旨からみると、技術的過ぎるため、それとは異なるものとなっている。

第2章は、再保険契約の当事者である受再保険者と出再保険者の義務を網羅的に示したものである。第1節は、義務の一般規定である。これらの義務は、デフォルト・ルールとして示したものであり、当事者は、それを変更することができる。義務違反の効果については、第3章で、救済としてまとめて規定している。

本章で掲げる義務は、契約のすべての過程において適用されるもので、契約締結前を含み、契約終了後に存続する義務も含む。

第2.1.2条（最高信義の義務）

当事者は、相互に最高信義の義務を負う。「最高信義」とは、誠実性及び透明性並びに相手方の利益を公正に考慮することをいう。

本条は、最初に、基本原則として、最高信義義務の規定を設けている³⁶⁾。

PICCでは、契約における基本原則として「信義義務 (a duty to act in good faith)」を定めるが(第1.7条)、本条は、それを超える義務を示すものである。再保険契約では、契約締結前の告知義務など、他の契約とは異なる義務があり、その義務を包含する高次の義務に対して、英米では、最高信義という用語が広く利用されており、PRICLもその用語を利用している³⁷⁾。再保険契約は、将来の偶然な事象に対する契約であることに加え、情報の非対称性が特に問題となり³⁸⁾、出再保険者の元受保険契約や再

36) 最高信義 (utmost good faith) は、最大善意と訳される場合も多い。

37) 英米以外では、最高信義という概念は利用されずに、単に信義としている場合が多くみられるが、再保険の場合においては、告知義務などが認められ、実質的に英米と同じ状況がみられる。なお、米国の多くの州では、海上保険以外の保険では、告知義務について自発的情報の開示ではなく質問応答義務となっている点から、その契約は、最高信義の契約ではなく信義の契約であるといえるが、再保険では、自発的な告知が必要であり、その義務を示すうえでは最高信義という概念が相当であると考えて、PRICLの条文は起草されている。

38) 特に、国際的再保険契約の場合は、相手国におけるリスクの状況や法律の詳細を自ら適時に知ることに困難があり、そのために多くのコストも生じる。

保険契約に関するリスク情報が必要である。引受判断から損害査定まで、出再保険者を信頼せず取引を行うことはできず、高度な信用が前提として必要になる。相互の信頼は、契約締結と遂行におけるコストを下げることになる。こうした再保険契約の特徴を踏まえて、PRICLは、最高信義を原則として掲げている。なお、最高信義は、契約締結前の告知義務に特に現れるが、契約の全プロセスに適用されるものである。

最高信義は、誠実 (honest) かつ個別事案における合理的な行為がポイントとなる。この義務は、当事者の双方に存在し、その主要なものは、契約締結前の告知義務であるが、受再保険者も、その財政状況の悪化など、相手方が重要と考える情報を契約に規定がなくても提供する義務があり、こうした義務も含まれる。なお、最高信義義務は、全契約過程に存在するが、受再保険者が危険を引き受けた以降に、都度、危険に関する状況の変化を通知することまでを求めるものではない³⁹⁾。なお、義務違反を主張する者は、その主張立証責任を負うことは当然である。

第2.1.3条（守秘義務）

当事者は、相互に提供された情報を、秘密として扱う。当事者は、法律に基づく場合、職業的アドバイザー、監査人及び再再保険者その他の取引に関与する者であって権限を与えられたものに情報を提供するため必要がある場合を除くほか、許諾がない限り、第三者に情報を開示してはならない。

保険事業は、個人や企業の秘密情報を扱うことから、保険者や販売にあたる者は、厳重に情報を管理する必要があり、その義務は、保険の監督法やその他の法律で規律されている。PRICLでは、当事者間の契約上の義務として守秘義務を規定している⁴⁰⁾。条文は、秘密として提供されるかど

39) 危険を引き受けた者のリスクであるから。

40) わが国の保険法には、守秘義務に関する規定はなく、その状況は、他の国の保険契約法でも同様と考えられる。守秘義務は、特に再保険契約における当事者の義務として重要であることから、原則に掲げられた。

うかを問わずに、守秘義務を規定するが、一定の場合を例外とする。守秘義務は、契約の全過程において存在し、契約が終了した後も続く。ただし、この義務は、ビジネスの遂行を難しくさせるまでの義務を課す意図のものではない。

なお、再保険契約では、守秘義務契約書が当事者間で締結される場合が多く、PRICLでは、付録Cとしてそのひな形を示している。

第2.1.4条（紛争解決における信義）

当事者は、契約について生じた紛争を可能な限り迅速かつ効率的に解決するために合理的かつ真摯な努力を払わなければならない。

PRICLでは、最高信義義務を契約の全過程に適用することを規定するが、それは、当事者間で紛争が生じた後にも当てはまる。再保険契約は、保険の専門業者間の継続的關係と相互協力関係を前提とする取引であり、紛争が生じた場合であっても、当事者は、機会主義的な戦術や遅延戦術などをとるべきでない。そうした行為は、市場の取引を非効率なものとする。紛争解決における信義は、再保険取引において極めて重要であることから、義務として明示したものである。

第2節 出再保険者の契約締結前の義務

第2.2.1条（出再保険者になる者の告知義務）

再保険の補償を手配する場合、出再保険者になる者は、その者が知り、又は合理的に知っているべきすべての情報であって、受再保険者が引き受ける危険に関する重要なものを受再保険者に提供しなければならない。情報は、合理的かつ慎重な受再保険者が、危険を引き受けるか否か、並びに、引き受ける場合にはいかなる条件及び条項により、またいかなる保険料を対価として引き受けるかの判断に際し影響するものであれば、その危険に関して重要であるものとする。

再保険契約は、元受保険契約についての保険契約で、外国に所在するリスクを引き受ける場合も多く、情報の告知は極めて重要である。

わが国の保険法やPEICLでは、告知義務は、重要な事項についての質問に正しく回答する義務（質問応答義務）となっているが⁴¹⁾、PRICLは、自発的に告知が必要な義務として規定している。告知義務は、契約の更改時やコミュテーション（commutation）⁴²⁾の場合にも適用される。

告知が必要な情報は、引受可否、条件、料率の決定において、合理的かつ慎重な受再保険者の判断に影響するものをいい、具体的には、保険の種類や再保険契約の種類によっても異なる。重要性の判断は、客観的基準によるべきであるが⁴³⁾、違反があった場合の相手方の救済においては、主観的判断も関係し、告知義務違反を根拠に契約解除を主張する場合、合理的かつ慎重な保険者であれば引き受けなかったこと（客観的基準）に加えて、当該受再保険者も危険を引き受けなかったこと（主観的基準）を立証しなければならない（第3.2(3)(b)条）。

受再保険者が質問をした場合には、その事項は危険に対して重要であることを示す推定となりえるが、質問は合理的なものでなければならない。

出再保険者となる者も受再保険者も、それぞれ一定の知識を有していることが前提となる。受再保険者が当然知っているべきことは告知の必要はない。

告知された情報が十分でなかったり、明瞭でない場合には、受再保険者は更にそれを質問しなければならず、それがなければ、出再保険者となる者の更なる義務は問われない。

本条では、危険に対する重要情報の告知義務のみを規定しているが、受再保険者がその他の領域の情報について質問した場合には、その質問が合

41) ただし、海上保険契約に適用される商法では、自発的な告知義務となっている（2018年改正商法820条）。

42) 特定の時点を決めて、再保険契約の未払債権・債務や残存責任の清算を行って再保険責任を終了させる手続をいう。

43) 告知義務者も保険の専門家であり、客観的基準は、義務者にとって告知すべき事項を予測しやすい面で優れている。また、紛争となった場合の判断においても利点がある。

理的なものであれば、最高信義義務のもと、出再保険者となる者は質問に対して適切な回答を行う義務を負う。

第3節 契約期間中の義務

第2.3.1条 (保険料の支払)

出再保険者は、契約条件に従って保険料を支払わなければならない。出再保険者の支払義務を発生させるためには、受再保険者は支払を請求しなければならない。請求がなされたときは、遅滞なく保険料が支払われなければならない。

対価の支払義務は、PICCにも規定されているが、本条は、再保険契約における対価の支払義務を示したものである。支払遅延の場合の遅延損害金の算定については、PRICLには規定されていないが、PICC第7.4.9(2)条に規定があり、それが適用される。ただし、当事者は、PRICLやPICCと異なる合意をすることは可能である。再保険取引においては、再保険料と再保険金の相殺処理が行われる場合が多く、その処理を契約条項に示している場合が多いが、規定がない事項は、PICC第8章の相殺に関する規定によることになる。

第2.3.2条 (契約の文書化)

当事者は、いかなる合意についてもその文書化に関して協力し、また契約書を合理的な範囲で遅滞なく作成することに努めなければならない。

再保険の実務では、契約の概要のみを合意して、具体的な契約条項の確定が後日になる場合が多く存在していたことは、前出Ⅲ.1で述べたとおりである。特に、再保険の主要市場であるロンドンでは、再保険は、再保険プロ同士の契約で、スリップ (slip) と呼ばれる簡単な文書をもとに契約を締結し、約款等の具体的な契約文書作成は後日になり (極端な場合は1年以上後)、その間に事故が発生するような場合も生じていた。こうした実務処理による法的な不安定性を改善するため、ロンドン市場では、2007年に契約明確性のための実務規範が策定され、契約開始から30日以

内に補償内容の適切な証明を提供することなどの8つの原則が示され、改善が進められている。他の主要市場もこうした動きをフォローしている。PRICLは、再保険契約実務処理におけるこうした問題点と改革の動きを踏まえて、契約の文書化を当事者の義務として規定した。義務内容は、一般的な原則を示すものである。

第2.3.3条 (受再保険者の点検権)

受再保険者は、合理的な事前の通知をすることを条件として、元受保険関係に関する出再保険者の記録を点検する権利を有する。受再保険者の要請は、点検の時間、場所および方法について合理的なものでなければならない。

再保険契約では、出再保険者の処理について受再保険者が点検する権利を認める条項が規定されている場合が多く存在する⁴⁴⁾。特に、特約の場合、受再保険者は、元受保険契約についての個別のクレーム情報等を得られないので、こうした点検権は重要であり、PRICLは元受保険に関する点検権を規定している⁴⁵⁾。

点検権は、原則として、再保険期間中に認められるが、必ずしもそれに限定されるものではない。なお、点検は、再保険契約において関係する保険データに対してのみ認められる。点検の要求は、合理的なものでなければならないことは当然である。

44) その条項例は、付録Dに記載されている。

45) 第2章は、各種義務をまとめて記載しているが、本条は、権利として記載されている。出再保険者は、最高信義義務に沿って、点検権に適切に対応する義務が生じる。なお、「元受保険に関する」とは、concerning insured relationshipの訳語で、元受保険契約における被保険者との保険関係を指している。PRICLの第4章では、concerning reinsured relationshipという用語が利用されており、そこでは、再保険につけられている出再保険者が有する関係を意味している。いずれも元受保険についての出再保険者の関係を意味する点では同じである。Ver.1.0における条文文言は引き続き吟味する必要が考えられる。

第4節 保険金請求過程における義務

第241条 (保険金請求の通知)

出再保険者は、受再保険者に対して、再保険契約の対象となる保険金請求及び再保険契約の補償対象となる実質的な可能性がある事情につき、適切かつ適時に通知しなければならない。

再保険金の支払は、巨額となる場合があり、その資金準備の必要性やクレームの状況をモニターする必要があることから、出再保険者は、最高信義義務のもと通知義務を負うとしている。

通知は、再保険金の請求に結びつくことが客観的かつ合理的に予想できる場合に求められる。

第242条 (出再保険者による保険金支払処理)

出再保険者は、再保険の補償への請求となり得る被保険者からの保険金請求に対応するときは、合理的かつ慎重に行動しなければならない。

再保険契約においては、元受保険金の支払処理（賠償責任保険であれば、被保険者の賠償責任処理など）について、出再保険者の処理に委ねざるを得ない状況にある。契約上で、元受保険の保険金支払処理において受再保険者への報告やその同意を求める条項を設けている場合であっても、元受保険の処理を行うのは出再保険者である。そこで、再保険金の請求に結びつくクレーム処理が適切になされることが受再保険者にとって重要であり、本条は、そのことを義務として明確化したものである。合理的かつ慎重な処理とは、再保険がなければとっていたであろう処理を基準として判定される。実際には、出再保険者が受再保険者に各種のクレーム情報を提供することが重要である。

出再保険者の義務は、重複保険の場合の他の保険者からの回収、残存物代位に基づく回収、代位権に基づく第三者からの回収も対象となる。また、出再保険者は、元受保険金支払処理において、保険契約における責任を超

える法的責任 (extra-contractual obligations)⁴⁶⁾ が発生しないように努める必要がある。損害が複数年度に関係する場合など、元受保険者がいずれの保険契約のもとで支払うかを決定する場合がある。こうした判断は、一義的には、出再保険者に認められるが、再保険金を増やす目的でなされた処理は、義務違反となる。

第243条 (フォロー・ザ・セトルメント及びフォロー・ザ・フォーチュン)

損害が再保険契約において補償の対象となっている限り、受再保険者は、

(a) 損害が元受保険契約の補償範囲に一応は含まれる場合、出再保険者の支払に従い、かつ、

(b) 出再保険者の運命に従わなければならない。

再保険は、出再保険者が元受保険者として保険金支払債務を負うことによる損害の一部または全部をてん補する責任保険であることから、再保険金を支払うためには、まず元受保険における保険金支払額を確定させる必要がある。しかし、元受保険金の支払処理は出再保険者が行うことから、受再保険者には、その処理が受再保険者の不利益になることがないか重大な関心がある⁴⁷⁾。一方、元受保険の処理に受再保険者が介入すれば、元受保険処理が非効率になる。そこで、元受保険の保険処理にどこまで受再保険者がかかわるかが重要となるが、その内容は、再保険の種類や引き受ける危険の性格などを踏まえて当事者間で合意する。それを記す条項が、フォロー・ザ・セトルメント (follow the settlement) 条項と呼ばれるものである。その内容と文言は、多くの事項に対して受再保険者の承認

46) 元受保険処理を行う国によっては、公正な支払処理等に関する法的規制があり、それに違反した場合に、保険金支払責任とは別に賠償金その他の支払が必要になる場合がある。

47) その利害関係は、再保険の種類やリスクの移転の程度・方式によっても異なる。比例再保険のクウォーター・シェアでは、両者の利害の違いが小さくなるが、損害再保険のエクセス・ロスでは、損害額の増減についての利害に大きな違いが生じる。

を必要と規定するものから、出再保険者（元受保険者）の権限を広く認めることを合意するものまで⁴⁸⁾、さまざまである。この条項の解釈を巡っては、争いとなる場合も少なくないが⁴⁹⁾、国際的にみても、実務界、裁判所ともに文言解釈が確立しているとはいえない状況にある。また、類似の用語であるフォロー・ザ・フォーチュン（follow the fortune）との概念の異同についても混乱が存在する。

このような背景から、PRICLでは、標準的な考え方を原則として示すことにして、まず、フォロー・ザ・セトルメントとフォロー・ザ・フォーチュンは異なるものとして明確に分け、それぞれの原則を掲げることとした。

本条では、まず、損害が再保険契約で補償の対象となっていることを前提として⁵⁰⁾、受再保険者の義務として規定している。

PRICLでは、フォロー・ザ・セトルメントは、出再保険者がその被保険者と行った元受保険の処理に受再保険者が従うという考えであるが、フォロー・ザ・フォーチュンは、出再保険者がコントロールできない状況と運命を受再保険者も共にするという考えを意味する。

フォロー・ザ・セトルメントの要件は、(i) 元受保険契約のもとでその

48) 英国の再保険取引などでしばしば利用される約款では、受再保険者のフォローを広く規定して、善意による支払（*ex gratia* payment）の場合でもそれにフォローするなどの文言例がある。これは、約款文言上はてん補責任がないが営業関係を考慮して支払うという政策的支払である。なお、日本の場合、保険者に全く責任がないにもかかわらず、保険契約者との営業関係のために支払を行うことは、保険業法300条で禁止される特別利益の提供にあたる可能性がある。

49) 特に、この条項は、再保険金の支払責任に直結する問題であり、かつ元受保険における保険処理の妥当性が検証されることになり、重大な問題となる。

50) 本稿執筆者（中出）の意見として、この条項の文言（特に、冒頭の文言）はややわかりにくく、引き続き検討が必要かもしれない。冒頭の“To the extent…”という文言の趣旨は、フォロー・ザ・セトルメント等に依拠するとしても、元受保険における支払処理が同時に受再保険者の支払責任になるものではなく、受再保険者は再保険契約に従って支払責任を負うので、そのことを示しているものと解される。

損害が一応は（arguably）補償の対象となることと、(ii) その保険金請求が法律上再保険契約上の補償範囲に含まれると認識できることである。

「一応」という概念は、確定的に補償範囲に入っていることを要件とするのではなく、出再保険者による支払処理が、被保険者とのなれ合い（collusive）、詐欺的、重過失、明確な担保範囲外、支払限度超などのものでなければ満たされることを示すために加えられている。元受保険の保険者は、行政処分、訴訟リスク、パッド・フェース（bad faith）訴訟⁵¹⁾、紛争対応コストなどのリスクのもとで保険金支払処理をしている。「一応」とは、そうした支払の実務状況を踏まえて、合理的な処理であればよいとする考え方である。換言すれば、出再保険者は、誠実に行動し、ビジネスにおいて求められる適切な対応をとったかが基準となる。

二番目の要件(ii)は、再保険契約の対象として認識されることであるが、これは、受再保険者の義務における要件で、元受保険契約における保険金請求が再保険契約で補償されるリスクに含まれることの立証を出再保険者に課すものではない。

フォロー・ザ・フォーチュンは、元受保険者のコントロールを超えるリスクに受再保険者が沿うことを意味し、例えば、元受保険における保険金請求訴訟の結果を受け入れるというものである。これは、出再保険者の元受保険金請求における訴訟方針を受再保険者が承認しているかどうかを問わない。その他の例として、為替レートの変動、元受保険契約における法の変更などがある。

フォロー・ザ・セトルメント規則では、出再保険者は保険請求支払に当たって誠実かつビジネスで求められる方法で行動する義務を負うが、フォロー・ザ・フォーチュン規則は、出再保険者が左右できない状況の進展を扱うものであるため、出再保険者の行為についての誠実性やビジネス上の適切性を問題とはしない。しかしながら、出再保険者の重大な過失の場合

51) 主として米国の訴訟で、保険担当者の個人的責任や保険会社の懲罰的賠償責任にもつながる重大な訴訟リスクである。

は例外である。当然ながら、フォロー・ザ・フォーチュン規則は、再保険契約の補償範囲を拡大するものではなく、受再保険者は、保険金請求が再保険契約の対象となっている場合に限り、出再保険者の運命に従う。

第 2.4.4 条 (再保険金請求の適時の支払)

出再保険者から支払を求める保険金請求が適切に提示されたときは、受再保険者は、その保険金請求に対して契約に基づき出再保険者に支払われる金額を合理的な範囲で遅滞なく支払わなければならない。当事者は、支払の条件及び時期につき、詳細に取り決めることができる。

本条は、再保険金支払に関する義務を示したものである。「適切に提示」とは、再保険契約における請求が、元受保険契約と再保険契約の両方で補償の対象となることが書類によって適切に裏付けられていることである。支払の期日や手続き等は、契約で詳細に取り決めるべき事項であり、本条では、原則のみを示している。

第 2.3.1 条に定められた保険料支払債務と同様に、支払遅延の場合の遅延損害金の利率については、契約で合意がない場合は、PICC 第 7.4.9 (2) 条に基づく。再保険金と再保険料の相殺調整については、PICC 第 8 章に規定があり、合意がない場合は、PICC の規律による。

第 3 章 救済

第 3.1 条 (契約違反についての救済)

(1) 当事者の一方が契約に違反した場合、相手方は、次のことを請求することができる。

- (a) PICC 第 7 章第 2 節に基づく履行
- (b) PICC 第 7 章第 4 節に基づく損害賠償

(2) 相手方は、契約を継続することが合理的に期待できない場合、契約を終了することができる。

PRICL では、当事者の各種義務をまとめて第 2 章に記載し、義務違反

の場合の相手方の権利を救済 (remedies) として第 3 章にまとめている。第 3 章には、条文は二つしかなく、契約上の義務違反に対する救済と契約締結前の義務違反に対する救済として、それぞれ原則を記載している。

第 3.1 条では、契約違反の場合の救済について、PICC をもとに、骨格となる原則のみ示し、詳細の内容は、PICC (第 7 章) に委ねる方式をとるものである。PICC における規律との違いの詳細は、PRICL の解説において示されている。

契約違反 (breaches the contract) とは、各種の契約違反を含み、再保険金の支払遅延も含む。本条では、違反の態様や種類を分けることなく、一律に違反として規定している。契約違反とは、契約条項の違反と PRICL に対する違反のいずれも含まれるが、契約締結前義務の違反は本条には含まれない (第 3.2 条で規定されている)。救済は、当事者のいずれであっても違反の相手方に認められる。

履行 (performance) は、PICC の規律に従ったものとなる。再保険契約の場合は、金銭支払債務の履行が中心となるが、点検の履行を求めることなども含まれる。

損害賠償請求についても、PICC の規律に従ったものとなる。裁判所や仲裁廷の裁量による減額は認められない⁵²⁾。遅延の場合の利息も PICC に従う。損害賠償の場合は、違反と損害の因果関係および契約時の損害の予見性が必要となるが、その点も、PICC の規律に従う。

第 2 項は、契約を終了する権利で、これは PICC の規律を変更するものである。条文には、「PICC による…」とは記していない。違反を受けた相手方が契約の保持を合理的に期待できない場合に、契約を終了することが認められる。これは、違反が契約の根底まで至る (to the root of contract) か、契約の利益を実質的に奪うような根本的な違反の場合に認められる。その判定にあたっては、客観的基準と主観的基準の両方が満た

52) PICC Art.7.4.2, Comment 1.

されている必要がある⁵³⁾。

なお、本条では、違反を受けた側が契約を調整して改訂する (adjust the contract) 権利については規定していない。契約の改訂は、かかる改訂の権利を定める契約条項があれば、それに従う。また、当事者が個別に合意すれば、その合意に従う。

これらの救済の権利は、複数を行使できる。なお、権利行使は、PICCで求められる信義およびPRICLで求められる最高信義原則に沿うものでなければならない。時効 (出訴期限) については、PICCに拠る⁵⁴⁾。

第32条 (契約締結前の告知義務違反についての救済)

(1) 出再保険者となる者が第2.21条に定める告知義務に違反した場合において、受再保険者が告知されなかった情報を知っていたら保険料を除いて異なる条件及び条項で契約していたときは、受再保険者は、遡って契約をその異なる条件及び条項に変更することができる。

(2) 前項の規定に従うことを条件として、出再保険者となる者が第2.21条に定める告知義務に違反し、かつ受再保険者が告知されなかった情報を知っていたら更に高い保険料で契約をしていたときは、受再保険者は、次のことを行うことができる。

(a) 受再保険者が違反を知る前に発生した損害から生ずる保険金請求に対して、支払額を按分して減額すること。

(b) 残存する契約期間についてより高い保険料を請求し、受再保険者が違反を知った後に発生した損害から生じるすべての保険金請求に対して、変更した後の契約に基づき全額の補償を提供すること。

出再保険者は、契約変更後合理的な長さの期間内に受再保険者に通知して、契約成立時に遡ってより高い保険料を支払い、通知以前に知らなかった損害に対して全額の補償を求めることができる。

(3) 出再保険者となる者による第2.21条に定める告知義務の違反が次のいずれかにあたるときは、受再保険者は、遡って契約を取り消すことができる。

(a) 詐欺的に義務の違反がされた場合

(b) 告知されなかった情報を知っていたら、受再保険者は契約を締結して

53) PRICL Article 3.1, C18.

54) ただし、PRICLのプロジェクトにおいて、時効に関するPICCの規律を修正する必要があるかどうかを引き続き検討している。

いなかった場合

(4) 受再保険者が、(1)ないし(3)に定める救済を求める場合には、損害の賠償も請求することができる。

本条は、PRICL第2.21条に規定される告知義務に対する違反の場合について、場合分けをして救済を示したものである。第1項と第2項は、告知義務の違反がなければ受再保険者は異なる条件で保険契約を締結していた場合で、原則として、契約の調整を認める。一方、第3項は、契約の解除を認める場合である。第4項は、以上の救済に加えて、損害賠償請求が認められることを規定するものである。

本条では、告知 (disclosure) 義務違反の場合を規定するが、本条における告知義務違反には、不実表示 (misrepresentation) も含まれる。出再保険者が告知を果たした場合、受再保険者による追加質問に対する不実回答、その他の契約締結前義務違反 (守秘義務違反、その他) に対しては、本条は適用されない。

PRICLでは、両当事者は契約を保持することを望むとの前提に立ち、その観点からの契約調整を第一義として契約の取消は最後の手段と位置付けて条文を起草している。いずれの救済も、それを主張する受再保険者側に立証責任がある。救済の時効はPICCに拠る。この救済方式は、英国の2015年保険法 (第4章附則1)⁵⁵⁾を参考にしつつ、一部は異なる規律としてまとめたものである。

告知がなされていれば他の条件・文言で契約していた場合とは、各種の契約条件を広く対象とするもので、典型的なものとしては、免責金額の導人、異なるてん補限度額の設定がある。

契約の取消は、極端な場合の措置であり、制限的に解釈される必要がある。取消の場合は、PICCに沿った通知が必要である。契約が取り消され

55) 同法に関する日本語文献として、中出哲「イギリス2015年保険法の概要」損保研究78巻2号〔2016〕173頁、同監訳「イギリス2015年保険法」損保研究78巻2号〔2016〕197頁を参照。

た場合、契約は始期に遡って無効になり、当事者には、契約において提供したものを回復する権利 (restitution) が認められる。この権利についても PICC に規定があり、それに従う。(3)(a) は、違反が詐欺的である場合、(3)(b) は、告知義務違反がなければ契約を全くしていなかった場合である。後者の (3)(b) は、違反者の故意や過失の有無にかかわらず、その種類のリスクの契約はしていなかった場合に認められる。告知義務違反に当たるかどうかは、客観的基準が適用されるが、ここでは、当該受再保険者の主観的基準に照らして判断され⁵⁶⁾、その立証責任は受再保険者にある⁵⁷⁾。

第4章 損害の配分

第4.1条 (適用範囲)

本章は、契約の当事者が、「損害発生」基準又は「危険開始」基準により損害を配分することを合意した場合に適用する。

本章は、再保険契約における配分 (allocation) に関する基準について、基本的な考え方を規律として示すものである。

再保険は、通常、損害発生 (loss occurring) 基準か、危険開始 (risk attaching) 基準をもとにして引き受けられている。PRICL は、それらのいずれかの基準が採用されている場合のデフォルト・ルールを示すもので、契約上でこれとは異なる合意があれば、それに基づく。もっとも、損害発生基準、危険開始基準という用語が利用されていない場合であっても、当事者の意図に沿うものであれば、本章に基づく解釈がなされる。

56) 告知義務者にとっては、重要性を判断するにあたって、受再保険者の主観的基準は不明であるので、義務としては客観的基準がふさわしいが、契約の取消は、違反を受けた相手方の契約自由を保護するためのものであるため、両者の基準に違いを認めるべきとしてこのような考え方がとられている。

57) 社内引受基準、メモ、メールなどを利用して、従来の実務を示す必要がある。

第4.2条 (損害発生)

(1) 「損害発生」を基準とする損害配分条項は、再保険を付された関係における被保険危険が現実化した結果として再保険期間中に発生する出再保険者の義務を、契約の時間的範囲に含める。

(2) 出再保険者の義務が発生する時点は、出再保険者の再保険を付された関係における契約条件及び条項並びにその契約に適用される法に基づいて決定する。

本条は、損害発生基準の場合の損害の配分に関する規律を示すものである。

損害発生基準における「損害 (loss)」とは、出再保険者の補償責任の元となる元受保険契約において保険の対象としてつけられた危険 (peril) が現実化 (materialization) した結果として発生する経済上の結果を負担する契約上の義務をいう⁵⁸⁾。

配分条項は、保険期間の条項とともに、保険と再保険の補償に関する時間的範囲を定めるものである。特に、配分条項は、一連の契約が存在する場合 (例えば、数年間にわたって契約を更改してきた場合) に、特定の出来事についての支払をいずれの契約のもとで行うかを判定するうえで重要な役割を担う。

損害発生基準の配分の場合は、契約期間中に損害が発生した場合に、その損害が当該契約のものとして配分される。出再保険者の損害は、元受保険の被保険者に生じた損害を負担するものであるため、再保険における配分は、元受保険の損害の配分によることになる。

損害の発生時点については、多くの保険契約では争いとならないが、賠償責任保険の場合には、どの時点で補償責任が発生するかが争いとなる場合がある。

損害発生基準の場合、出再保険者の補償義務は、再保険が付された元受保険において被保険危険の現実化の結果として生じる。その負担による出

58) 第5.1条の損害の合算では、損害とは元受保険における被保険者が負担した金銭損害を指す点で、「損害」の意味について、第4章と第5章で相違がある。

再保険者の損害が再保険でカバーされるためには、出再保険者の責任が再保険期間中である必要があるが、被保険危険の現実化自体が再保険期間中に生じなければならないわけではない。出再保険者の元受保険における補償責任がいつの時点で発生するかは、再保険を付された元受保険契約の具体的条件・文言によって決定すべき事項であり、その契約に適用される国内法による。本条第2項は、そのことを明確に示したものである。

第4.3条 (危険開始)

「危険開始」を基準とする損害配分条項は、再保険期間内に開始し、又は更改される再保険が付された関係において補償される又は被保険危険が現実化した結果として発生する出再保険者の義務を契約の時間的範囲に含める。

本条は、危険開始を基準とする場合で、危険開始時点は、明確に認識できるので、その判定に争いが生じる場合は少ない。しかし、再保険期間が終了後も保険請求が続くことになりえるので、支払責任の終了時点について別途合意しておくことが重要となる。

第5章 損害の合算

第5.1条 (原則)

(1) 契約当事者は、再保険契約において、免責金額及びてん補限度につき、同一の再保険期間に配分された二以上の別の損害を一の損害として扱うことを合意することができる。

(2) 特に、契約当事者は、イベント毎の合算又は原因毎の合算として、二以上の別の損害を一の損害として扱うことを合意することができる。

再保険契約では、免責金額 (deductible) として、一定額を超える場合に再保険金の請求権を発生させる場合がある。その一方、てん補限度額として請求権を一定額に制限する場合がある。こうした場合に、複数の損害を合算することが認められるかが問題となる。出再保険者にとって、損害が合算可能であれば、免責金額の場合は有利に働くが、てん補限度額にお

いては不利になる。再保険契約が一定期間に発生する複数損害の合算に対して再保険金を算定する方式の場合には、合算が前提となるので、合算の可否が論点になるわけでないが、そうでない場合は、複数の損害が合算されるかどうか問題となる。この問題は、特に、再保険で紛争となる場合も多いことから、基本となる考え方を示したのが第5章である。

再保険契約では、合算に関する規定を設けていることが多くあり、本条では、まずかかる合意が有効であることを明確化し、その方式の典型例として、イベント単位の合算方式と原因単位の合算方式があることを明確にしている。

合算の基準については、いろいろな文言が存在しうる。PRICLでは、基本的なものとして、イベント単位 (event base)⁵⁹⁾ と原因単位 (cause base) の二つの方式を掲げている。そのいずれであっても、それと損害 (loss) との間に何らかの因果関係の存在が必要となる。そこで、その因果関係をどのように解するかについて、本章では、基本となる考え方を示している。なお、ここでのイベントや原因の意味は、本条の目的のために示されているものであるため、その意味は、各国の保険法とは食い違う場合も当然にある。

合算における大前提として、発生した損害は、いずれも当該保険期間に属するものでなければならない。逆に、同じイベントまたは原因から生じた場合であっても損害が異なる保険期間で生じたのであれば、合算基準においては、合算対象外となる⁶⁰⁾。

イベントとは、特定の時間に特定の場所で特定の方法で発生するものであり、原因とは、それよりは広いものとして理解される。

イベントまたは原因と損害との間の因果関係は、最も紛争となりがちな

59) event の訳としては、事故という訳語も考えられるが、日本法では、英語の peril を事故という場合があることから、ここではイベントとした。

60) 保険期間外に生じる損害も合算したい場合には、延長担保の合意などが必要である。

問題である。イングランド法でとられているユニティ基準 (unities test) やニューヨーク法における不利益イベント基準 (unfortunate event test)、カリフォルニア法における近因基準 (proximate cause test) は、いずれも損害の合算基準として利用することは適当といえず、PRICL では利用していない。

なお、元受保険契約において合算規定があったとしても、再保険契約でもそれにあわせるという推定 (back to back presumption) はしない。

第5.2条 (イベント単位の合算)

(1) 自己が被る損害をてん補する元受保険契約の再保険契約において、当事者がイベント単位の合算を合意した場合、再保険に付された危険の同一の現実化の直接の結果として生じるすべての損害を一のイベントにより生じたものとみなす。

(2) 第三者に対する賠償責任をてん補する元受保険契約の再保険契約において、当事者がイベント単位の合算を合意した場合、元受保険における被保険者の責任を発生させ、又は発生させたと主張される同一の作為、不作為又は事実の直接の結果として生じるすべての損害を一のイベントにより生じたものとみなす。

本条と続く第5.3条では、いずれもファースト・パーティ型の保険とサード・パーティ型の保険を分けて、それぞれの基準に基づく合算について規定している。

イベント単位での合算における「イベント」とは、保険が物保険のような第一次保険である場合、英語の event, occurrence, catastrophe, disaster, calamity, accident などいずれの用語にも該当する。イベントとは、保険に付けられた危険 (peril) が具体化した事象 (materialized instance) である。一方、第三者に対する賠償責任保険の場合には、法律上で責任を発生させる元受保険における被保険者の行為、不作為または事実がイベントとなる。

一つのイベントの損害として合算するうえでは、イベントと損害との間には、イベントの直接の結果 (direct consequence) という因果関係が必

要である。この直接の結果とは、イベントによる不可避的な結果を指し、損害との間に他の要因が介在した場合を除く⁶¹⁾。しかし、介在要因が損害の発生に決定的な効果をもっていなかった場合は、イベントによる損害としての合算は認められる⁶²⁾。

PRICL の本条の解説においては、その他、種類ごとの限度 (sub-limits)、特約再保険 (treaty)、合算を認める時間を設定する条項 (hours clauses)、生命保険、複合的保険の場合などにおけるイベント単位の扱いやその設例も詳細に記している。

第5.3条 (原因単位の合算)

(1) 自己が被る損害をてん補する元受保険契約の再保険契約において、当事者が原因単位の合算を合意した場合、第5.2条第1項にいう一又は二以上のイベントの直接の結果として生じるすべての損害は、その種類の原因がそのようなイベントを生じさせることを合理的に予見できるときは、一の共通の原因により生じたものとみなす。

(2) 第三者に対する賠償責任をてん補する元受保険契約の再保険契約において、当事者が原因単位の合算を合意した場合、第5.2条第2項にいう一又は二以上のイベントの直接の結果として生じるすべての損害は、その種類の原因がそのようなイベントを生じさせることを合理的に予見できるときは、一の共通の原因により生じたものとみなす。

本条は、原因 (cause) をもとに損害の合算をする場合の規定である。

PRICL では、原因単位の場合は、イベント単位より広く損害の合算を認めるものである。cause のほか、source という用語の場合も同じである。原因単位の場合は、それによって複数種類の危険の現実化や原因行為等から種々の責任が生じて、損害の合算が認められる。

合算が認められるためには、原因と損害の間に因果関係が必要である。

61) この因果関係の基準は、イギリス法における近因 (proximate cause) や米国法における有効原因 (efficient cause) の法理とは異なるものである。

62) 抽象的な説明ではわかりにくいので、PRICL では、具体的例示を多く示している。

まず、損害が保険で対象となる危険の現実化によって生じる事象から生じたものである必要がある。続いて、その事象から遡ってその発生原因にあたることになる。その事象が原因から合理的に予見可能な (reasonably foreseeable) ものであれば、同一原因の下で損害の合算を認める。すなわち、ここでは、2つの種類の因果関係基準が利用され、損害とイベントとの間は直接の結果 (direct consequence) が必要であるが、原因とイベントとの間は、合理的に予見可能というより緩やかな因果関係でよい。

合理的に予見可能というのは、当事者が、一般的に、その種の原因が問題となるイベント (すなわち危険の現実化) をもたらすと合理的に予見できる場合をいう⁶³⁾。この基準は、客観的基準によるべきで、一般的合理的な認識を基にして、認識の時点は、契約締結時となる。

なお、原因との合理的可能性の因果関係は、イベントとの間に求めるのであり、損害との間ではない。損害は、イベントの直接の結果である必要がある⁶⁴⁾。

PRICLでは、その他、種類ごとの限度 (sub-limits)、特約再保険 (treaty)、生命保険、複合的保険の場合などにおける原因単位の合算の扱いやその設例についても詳細に記している。

V 日本の再保険取引への教訓

以上のような内容を持つ PRICL は、冒頭に述べたとおり (I)、早くも実務界に反響を呼びつつある。そうした中で、日本の再保険取引関係者は、これに対してどのように向き合うべきかについても、検討しておこう。

まず、再保険契約が日本法を準拠法とする場合、日本の保険法は、ドイツやフランスとは異なり、再保険契約を適用除外としていない点に特徴がある。もちろん、再保険契約は、事業リスクについての保険であるから、

63) この定義は、PRICLにおける原因単位の合算に利用するもので、不法行為法、契約法、保険法における因果関係と対応するものではない。

64) 保険は、保険で対象とする事故による損害をカバーしているためである。

片面的強行規定の適用は排除されているが (保険法 36 条 4 号)、契約条項が明示的に別段の定めをしていない事項については、任意法規として保険法が適用される。しかし、保険法の制定時には、もっぱら消費者を一方当事者とした家計保険を念頭に置いて議論が行われたこともあり、保険法の規定が再保険契約に適合的であるとは言いがたい。従って、保険法の規定が適用されるときにも、それを文言どおりに、家計保険に適用される場合とまったく同様に用いるのではなく、再保険契約の特徴と適合的に読む必要がある。PRICL は、そうしたときに、きわめて有用な資料となる⁶⁵⁾。

他方で、外国法、とりわけイングランド法やニューヨーク州法などが準拠法の場合、再保険契約の条項等に関して、英国や米国の判例がどのような判断を示しているかといった点について、十分な注意が払われているであろうか。日本語で書かれた再保険に関する文献では、契約法に関する記述は少なく、一般的な条項の説明にとどまっているように感じられる⁶⁶⁾。しかし、たとえば、再保険契約においてきわめて特徴的な "follow the settlements" という条項についても、英国の実務家による文献は「ロンドンとニューヨークではまったく異なった意味を持つ可能性がある」と述べている⁶⁷⁾。本稿の冒頭で言及した日本の裁判例でも、争点はまさに、この条項が正確に意味する内容であった⁶⁸⁾。そうした再保険契約をめぐる紛争の対策や予防を考えると、いずれの当事者にも偏しない中立的な立場か

65) Heiss (fn 1), 111; Bork and Wandt (fn 1), 1116.

66) たとえば、トーア再保険株式会社編『再保険：その理論と実務 改訂版』[日経BPコンサルティング, 2011]。

67) Heiss (fn 1), 98.

68) この裁判では、本稿の共著者の一人 (中出) が意見を提出しているため、本稿では判決自体の論評を差し控えるが、PRICLでは、"follow the settlements" 条項の意味について、「一応 (arguably) 元受保険の補償範囲に含まれる」損害については元受保険者の支払判断に従うという義務を定めるものと述べていること (PRICL 24.3 条)、また特段の約定がない限り、クレーム処理に関して元受保険者が再保険者に協力する義務を認めていないこと (Bork and Wandt (fn 1), 1121) を指摘しておく。

ら、理論的に体系化して再保険契約法を記述したPRICLは、判例法よりも条文と体系から法律を理解することに慣れた日本の関係者にとって、読みやすい手引きになっている。

PRICLは、現在、その完成に向けて、精力的に検討が進められている。将来、完成した場合であっても、取引において支障なく利用できるかの検証を経て、更に改正を加えていく必要はあるであろう。しかし、こうした努力の結果、将来、再保険契約についてPRICLに準拠する契約を締結する実務が広がる可能性も十分に考えられる。再保険契約に関する法については、成文法として法理を体系的にまとめている国は存在せず、英国や米国でも、争いとなった事件のみが判例として蓄積しているにすぎない。そのために、再保険法を体系的に理解することがむずかしい状況がある。PRICLは、当事者にとって原則の全体を理解するうえで利点がある。これまでは、わが国の保険者が国際的再保険契約を締結する場合に、当事者のいずれか一方の国の準拠法の指定に困難があるときには、イギリス法等の第三国の法を指定することが考えられたが、将来は、PRICLを選ぶことも可能となるかもしれない。

本稿は、科研費JSPS19H01430による研究成果の一部である。

(筆者は、それぞれ早稲田大学教授、学習院大学教授)

[資料] PRICL Version 1.0 ブラックレター・ルールの試訳

<目次>

再保険契約原則 (PRICL) 2019

第1章 総則

第1節 PRICLの適用

第2節 定義

第2章 受再保険者及び出再保険者の義務

第1節 一般的義務

第2節 出再保険者の契約締結前の義務

第3節 契約期間中の義務

第4節 保険金請求過程における義務

第3章 救済

第4章 損害の配分

第5章 損害の合算

[本文]

第1章 総則

第1節 PRICLの適用

第1.1.1条 (実体的適用範囲)

PRICLは、契約がPRICLに準拠することを当事者が合意した場合に、再保険契約に適用する。

第1.1.2条 (外在的欠缺)

PRICLにおいて解決されていない事項は、「ユニドロワ国際商事契約原則2016」(「PICC」)による。

第1.1.3条 (PRICLの排除又は変更)

当事者は、PRICLのいかなる規定も、その適用を排除し、若しくは制限し、又はその効力を変更することができる。

第1.1.4条 (慣習及び慣行)

(1) 当事者は、合意した慣習及び当事者間で確立した慣行に拘束される。

(2) 契約条項を解釈するときは、再保険契約の当事者に通常知られ、かつ、遵守されている取引上の慣習を考慮する。

第1.1.5条 (絶対的強行規定)

PRICLの適用は、国内法、国際法又は超国家法のいずれであるかを問わず、

絶対的強行規定が適用されるときに、その適用を制限しない。

第 1.1.6 条 (解釈及び内在的欠缺)

(1) PRICL の解釈に当たっては、その国際的な性質並びに再保険分野における信義の遵守及び PRICL の適用における統一を促進させる必要性を含むその目的を考慮する。

(2) PRICL の適用範囲に入るにもかかわらず、PRICL において明示的に解決されていない事項については、可能な限り PRICL の基礎を成す原則に従って解決する。

第 2 節 定義

第 1.2.1 条 (再保険契約)

(1) 「再保険契約」とは、当事者の一方である受再保険者が、保険料を対価として、相手方である出再保険者に対して、保険又は再保険の保険金請求を受ける危険に対するてん補を約する契約をいう。

(2) 別段の規定がある場合を除くほか、PRICL における「契約」とは、再保険契約をいう。

第 2 章 受再保険者及び出再保険者の義務

第 1 節 一般的義務

第 2.1.1 条 (義務一般)

契約に向けた交渉、契約の成立、契約の運用、契約の終了、又は契約の解除を通じて、当事者は、相互にこの章に定める義務を負う。

第 2.1.2 条 (最高信義の義務)

当事者は、相互に最高信義の義務を負う。「最高信義」とは、誠実性及び透明性並びに相手方の利益を公正に考慮することをいう。

第 2.1.3 条 (守秘義務)

当事者は、相互に提供された情報を、秘密として扱う。当事者は、法律に基づく場合、職業的アドバイザー、監査人及び再再保険者その他の取引に関与する者であって権限を与えられたものに情報を提供するため必要がある場合を除くほか、許諾がない限り、第三者に情報を開示してはならない。

第 2.1.4 条 (紛争解決における信義)

当事者は、契約について生じた紛争を可能な限り迅速かつ効率的に解決するために合理的かつ真摯な努力を払わなければならない。

第 2 節 出再保険者の契約締結前の義務

第 2.2.1 条 (出再保険者になる者の告知義務)

再保険の補償を手配する場合、出再保険者になる者は、その者が知り、又は合理的に知っているべきすべての情報であって、受再保険者が引き受ける危険に関する重要なものを受再保険者に提供しなければならない。情報は、合理的かつ慎重な受再保険者が、危険を引き受けるか否か、並びに、引き受ける場合

にはいかなる条件及び条項により、またいかなる保険料を対価として引き受けるとかの判断に際し影響するものであれば、その危険に関して重要であるものとする。

第 3 節 契約期間中の義務

第 2.3.1 条 (保険料の支払)

出再保険者は、契約条件に従って保険料を支払わなければならない。出再保険者の支払義務を発生させるためには、受再保険者は支払を請求しなければならない。請求がなされたときは、遅滞なく保険料が支払われなければならない。

第 2.3.2 条 (契約の文書化)

当事者は、いかなる合意についてもその文書化に関して協力し、また契約書を合理的な範囲で遅滞なく作成することに努めなければならない。

第 2.3.3 条 (受再保険者の点検権)

受再保険者は、合理的な事前の通知をすることを条件として、元受保険関係に関する出再保険者の記録を点検する権利を有する。受再保険者の要請は、点検の時間、場所および方法について合理的なものでなければならない。

第 4 節 保険金請求過程における義務

第 2.4.1 条 (保険金請求の通知)

出再保険者は、受再保険者に対して、再保険契約の対象となる保険金請求及び再保険契約の補償対象となる実質的な可能性がある事情につき、適切かつ適時に通知しなければならない。

第 2.4.2 条 (出再保険者による保険金支払処理)

出再保険者は、再保険の補償への請求となり得る被保険者からの保険金請求に対応するときは、合理的かつ慎重に行動しなければならない。

第 2.4.3 条 (フォロー・ザ・セトルメント及びフォロー・ザ・フォーチュン)

損害が再保険契約において補償の対象となっている限り、受再保険者は、

(a) 損害が元受保険契約の補償範囲に一応は含まれる場合、出再保険者の支払に従い、かつ、

(b) 出再保険者の運命に従わなければならない。

第 2.4.4 条 (再保険金請求の適時の支払)

出再保険者から支払を求めた保険金請求が適切に提示されたときは、受再保険者は、その保険金請求に対して契約に基づき出再保険者に支払われる金額を合理的な範囲で遅滞なく支払わなければならない。当事者は、支払の条件及び時期につき、詳細に取り決めることができる。

第 3 章 救済

第 3.1 条 (契約違反についての救済)

(1) 当事者の一方が契約に違反した場合、相手方は、次のことを請求すること

ができる。

(a) PICC 第7章第2節に基づく履行

(b) PICC 第7章第4節に基づく損害賠償

(2) 相手方は、契約を継続することが合理的に期待できない場合、契約を終了することができる。

第3.2条 (契約締結前の告知義務違反についての救済)

(1) 出再保険者となる者が第2.2.1条に定める告知義務に違反した場合において、受再保険者が告知されなかった情報を知っていれば保険料を除いて異なる条件及び条項で契約していたときは、受再保険者は、遡って契約をその異なる条件及び条項に変更することができる。

(2) 前項の規定に従うことを条件として、出再保険者となる者が第2.2.1条に定める告知義務に違反し、かつ受再保険者が告知されなかった情報を知っていれば更に高い保険料で契約をしていたときは、受再保険者は、次のことを行うことができる。

(a) 受再保険者が違反を知る前に発生した損害から生ずる保険金請求に対して、支払額を按分して減額すること。

(b) 残存する契約期間についてより高い保険料を請求し、受再保険者が違反を知った後に発生した損害から生じるすべての保険金請求に対して、変更した後の契約に基づき全額の補償を提供すること。

出再保険者は、契約変更後合理的な長さの期間内に受再保険者に通知して、契約成立時に遡ってより高い保険料を支払い、通知以前に知らなかった損害に対して全額の補償を求めることができる。

(3) 出再保険者となる者による第2.2.1条に定める告知義務の違反が次のいずれかにあたるときは、受再保険者は、遡って契約を取り消すことができる。

(a) 詐欺的に義務の違反がされた場合

(b) 告知されなかった情報を知っていれば、受再保険者は契約を締結していなかった場合

(4) 受再保険者が、(1) ないし (3) に定める救済を求める場合には、損害の賠償も請求することができる。

第4章 損害の配分

第4.1条 (適用範囲)

本章は、契約の当事者が、「損害発生」基準又は「危険開始」基準により損害を配分することを合意した場合に適用する。

第4.2条 (損害発生)

(1) 「損害発生」を基準とする損害配分条項は、再保険を付された関係における被保険危険が現実化した結果として再保険期間中に発生する出再保険者の義務

を、契約の時間的範囲に含める。

(2) 出再保険者の義務が発生する時点は、出再保険者の再保険に付された関係における契約条件及び条項並びにその契約に適用される法に基づいて決定する。

第4.3条 (危険開始)

「危険開始」を基準とする損害配分条項は、再保険期間内に開始し、又は更改される再保険に付された関係において補償される又は被保険危険が現実化した結果として発生する出再保険者の義務を契約の時間的範囲に含める。

第5章 損害の合算

第5.1条 (原則)

(1) 契約当事者は、再保険契約において、免責金額及びてん補限度につき、同一の再保険期間に配分された二以上の別の損害を一の損害として扱うことを合意することができる。

(2) 特に、契約当事者は、イベント毎の合算又は原因毎の合算として、二以上の別の損害を一の損害として扱うことを合意することができる。

第5.2条 (イベント単位の合算)

(1) 自己が被る損害をてん補する元受保険契約の再保険契約において、当事者がイベント単位の合算を合意した場合、再保険に付された危険の同一の現実化の直接の結果として生じるすべての損害を一のイベントにより生じたものとみなす。

(2) 第三者に対する賠償責任をてん補する元受保険契約の再保険契約において、当事者がイベント単位の合算を合意した場合、元受保険における被保険者の責任を発生させ、又は発生させたと主張される同一の作為、不作為又は事実の直接の結果として生じるすべての損害を一のイベントにより生じたものとみなす。

第5.3条 (原因単位の合算)

(1) 自己が被る損害をてん補する元受保険契約の再保険契約において、当事者が原因単位の合算を合意した場合、第5.2条第1項にいう一又は二以上のイベントの直接の結果として生じるすべての損害は、その種類の原因がそのようなイベントを生じさせることを合理的に予見できるときは、一の共通の原因により生じたものとみなす。

(2) 第三者に対する賠償責任をてん補する元受保険契約の再保険契約において、当事者が原因単位の合算を合意した場合、第5.2条第2項にいう一又は二以上のイベントの直接の結果として生じるすべての損害は、その種類の原因がそのようなイベントを生じさせることを合理的に予見できるときは、一の共通の原因により生じたものとみなす。